

4. 受水槽の構造

受水槽の構造は、次の図に掲げるものを標準とする。

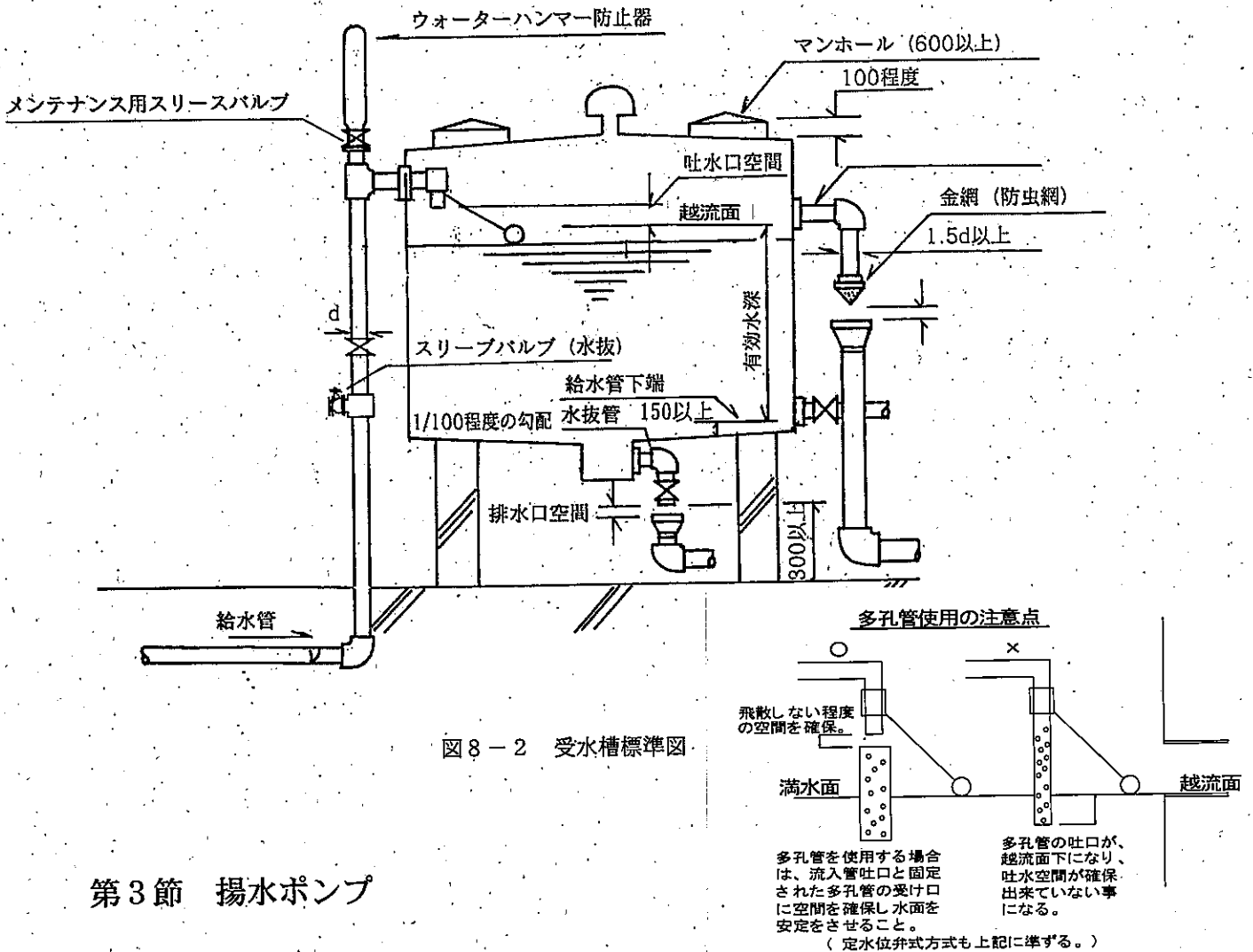


図8-2 受水槽標準図

第3節 揚水ポンプ

揚水ポンプの設置に当たっては、次に掲げるところによる。

- (1) ポンプの揚水量は、高置水槽方式の場合、時間最大給水量により決定し、圧力タンク・加圧ポンプ方式の場合は、瞬時最大給水量によること。
- (2) ポンプは、故障等に備えて、原則として予備ポンプを据えつけること。
- (3) ポンプ設備に際しては、ポンプの振動による影響を考慮し、防振ゴム台、可とう継手等を使用すること。また、水撃防止対策として無水撃チャッキ弁等の使用を考慮し油漏れに対する適切な処置を施し、照明設備、排水溝等を設けること。
- (4) ポンプの吸込口は、受水槽の給水位置を対角、対辺的に設け、受水槽内の水の循環を図ること。
- (5) 揚水ポンプは、貯水槽に設ける電極棒等による自動制御によって運転を行うものとし、受水槽が涸渇状態になったときに、自動停止ができるように空転防止装置を設けること。
- (6) 加圧ポンプ方式の場合は、停電時に対処するため、自家発電等を設置するのが望ましい。